

化学物質のリスク評価検討会開催要綱

1 趣旨・目的

職場における化学物質の取扱いによる健康障害の防止を図るためには、事業者が自らの責務として個々の事業場でのばく露状況等を把握してリスクを評価し、その結果に基づきばく露防止対策を講ずる等の自律的な化学物質管理を適切に実施することが基本である。しかし、中小企業等においては自律的な化学物質管理が必ずしも十分ではないことから、平成18年度から、国は、重篤な健康障害のおそれのある有害化学物質について、労働者のばく露状況等の関係情報に基づきリスク評価を行い、健康障害発生のリスクが高い作業等については、リスクの程度に応じて、特別規則による規制を行う等のリスク管理を講じてきている。

このリスク評価を適切に行うため、学識経験者から成る検討会を開催し、有害性が認められる化学物質について、有害性の評価及び有害物ばく露作業報告等を活用した労働者のばく露レベルの評価から労働者の健康障害防止に係るリスクの評価を行うこととする。

2 検討事項

- (1) リスク評価対象物質の有害性の評価について
- (2) リスク評価対象物質のばく露の評価について
- (3) リスク評価対象物質のリスクの判定について
- (4) 発がん性評価のための専門的事項について
- (5) その他

3 構成等

- (1) 本検討会は、別紙1の参集者により構成するものとする。また、別紙2の参集者により構成する「有害性評価に係る小検討会」及び別紙3の参集者により構成する「ばく露評価に係る小検討会」を開催することとする。さらに、化学物質の発がん性評価に関する専門的事項を検討するため、「有害性評価に係る小検討会」の下に別紙4の1及び別紙4の2の参集者により構成する「発がん性評価ワーキンググループ」及び「遺伝毒性評価ワーキンググループ」を開催することとする。
- (2) 本検討会、小検討会及びワーキンググループには座長を置き、座長は検討会、小検討会又はワーキンググループの議事を整理する。
- (3) 本検討会、小検討会及びワーキンググループには必要に応じ、別紙参集者以外の有識者の参集を依頼できるものとする。
- (4) 本検討会、小検討会及びワーキンググループは、必要に応じ関係者からヒアリングを行うことができるものとする。

4 その他

- (1) 本検討会、小検討会及びワーキンググループは原則として公開するものとする。
ただし、個別企業等に係る事案を取り扱うときは非公開とする。
- (2) 本検討会、小検討会及びワーキンググループの事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室において行う。

別紙4の1及び別紙4の2 (略)

別紙 1

化学物質のリスク評価検討会 参集者名簿

内山 巖雄	京都大学名誉教授
江馬 眞	国立研究開発法人産業技術総合研究所安全科学研究部門客員研究員
圓藤 陽子	圓藤労働衛生コンサルタント事務所代表
大前 和幸	慶應義塾大学 名誉教授
小嶋 純	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所作業環境研究グループ上席研究員
清水 英佑	中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長
高田 礼子	聖マリアンナ医科大学医学部予防医学教室教授
鷹屋 光俊	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所研究推進・国際センター首席研究員
津田 洋幸	名古屋市立大学特任教授
名古屋 俊士	早稲田大学名誉教授
西川 秋佳	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長
原 邦夫	帝京大学大学院公衆衛生研究科教授
宮川 宗之	帝京大学医療技術学部スポーツ医療学科教授
吉成 浩一	静岡県立大学薬学部 衛生分子毒性学分野 教授

(50音順)

有害性評価小検討会 参集者名簿

江馬 眞	国立研究開発法人産業技術総合研究所安全科学研究部門客員研究員
大前 和幸	慶應義塾大学 名誉教授
清水 英佑	中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長
高田 礼子	聖マリアンナ医科大学医学部予防医学教室教授
津田 洋幸	名古屋市立大学特任教授
西川 秋佳	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長
宮川 宗之	帝京大学医療技術学部スポーツ医療学科教授
吉成 浩一	静岡県立大学薬学部 衛生分子毒性学分野 教授

(50音順)

別紙 3

ばく露評価小検討会 参集者名簿

内山 巖雄	京都大学名誉教授
圓藤 陽子	圓藤労働衛生コンサルタント事務所代表
小嶋 純	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所作業環境研究グループ上席研究員
鷹屋 光俊	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所研究推進・国際センター首席研究員
名古屋 俊士	早稲田大学名誉教授
原 邦夫	帝京大学大学院公衆衛生研究科教授

(50音順)